

2021年2月9日

債権者各位

神戸市東灘区本山南町八丁目6番26号  
アーバンライフ株式会社  
代表取締役 細谷 惣一郎

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金3,105,000,000円減少し金300,000,000円とすることにいたしましたので、公告いたします。

効力発生日は2021年3月31日であり、株主総会の決議は、2021年2月1日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.urbanlife.co.jp/ir/>

以上